

行方市過疎地域持続的発展計画 (令和3年度～令和7年度)

行方市

目次

1章. 基本的な事項	
(1) 行方市の概況	1
(2) 人口及び産業の推移と動向	4
(3) 行財政の状況	13
(4) 地域の持続的発展の基本方針	15
(5) 地域の持続的発展のための基本目標	15
(6) 計画の達成状況の評価に関する事項	15
(7) 計画期間	15
(8) 公共施設等総合管理計画との整合	16
2章. 計画	
1. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	17
2. 産業の振興	19
3. 地域における情報化	23
4. 交通施設の整備、交通手段の確保	25
5. 生活環境の整備	28
6. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	31
7. 医療の確保	33
8. 教育の振興	34
9. 集落の整備	36
10. 地域文化の振興等	38
11. 再生可能エネルギーの利用の推進	39
12. その他地域の持続的発展に関し必要な事項	40
事業計画 過疎地域持続的発展特別事業分	41

1章. 基本的な事項

(1) 行方市の概況

① 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

(自然的条件)

本市は、茨城県の東南部にあり、東京都心から約 70km、県都水戸市から約 40km の距離に位置しており、東西約 12km、南北約 24km、面積は、霞ヶ浦と北浦を含めると 222.48km²となる。北は鉾田市と小美玉市、南は潮来市に隣接している。東は北浦、西は霞ヶ浦(西浦)があり、地形的には東西の湖岸部分は低地、内陸部は標高 30m 前後の丘陵台地(行方台地)により形成されている。霞ヶ浦沿岸部は概ねなだらかで連続的な稜線であるのに対し、北浦側は比較的起伏に富んでいる。また、霞ヶ浦湖岸の一部は水郷筑波国定公園に指定されており、美しい自然景観を有している。

旧麻生町は、江戸時代には麻生地区を中心として、麻生藩の陣屋町として栄えた町であり、昭和 30 年に麻生町・太田村・大和村・行方村・小高村が合併して麻生町が誕生した。旧北浦町は、江戸時代には水戸・江戸を結ぶ水運の要地として栄えた町であり、昭和 30 年に津澄村・要村・武田村が合併して北浦村が誕生し、平成 9 年に町制施行によって北浦町が誕生した。さらに旧玉造町は、国府(現石岡市)と鹿島神宮を結ぶ要地として栄えた町であり、昭和 30 年に玉川村・手賀村・玉造町・現原村・立花村が合併して玉造町が誕生した。

平成 17 年 9 月 2 日、旧市町村区域においてこれら行方郡麻生町、玉造町、北浦町の合併により行方市が誕生した。

(歴史的条件)

行方市のある常陸国(茨城県)は、大化の改新により設置されたとされ、当時の様子を綴った風土記は日本国内に常陸国、播磨国、肥前国、豊後国、出雲国の 5 冊が現存するが、その常陸国風土記の中には既に行方地域の記載があり、本市の景観や土地の形状をたたえる記述が残されている。また千年以上にわたり自然的社会的災害・変化を乗り越え、生産と生活が持続的に営まれてきた地域として、麻生が千年村プロジェクトによる「千年村」の認証を全国で初めて受けるなど、現在も史跡や建造物等の文化財を通して歴史を感じることができる地域である。

市内には指定文化財が数多くあり、有形・無形を合わせ約 80 もの文化財が存在している。主なものとして、建造物では西蓮寺仁王門、西蓮寺相輪櫓が国指定重要文化財に、阿弥陀堂、仁王門、熊野神社本殿、大場家住宅、旧畑家住宅が県指定文化財に、化蘇沼稻荷神

社、常福寺山門、円勝寺山門、橘郷造神社本殿、八幡神社本殿などが市指定文化財に各々指定されている。また、彫刻では薬師如来坐像、阿弥陀如来立像及両脇侍像、金銅如意輪観音坐像、木造不動明王坐像が県指定文化財に、阿弥陀如来及び両脇侍像、不動明王立像、地蔵菩薩坐像などが市指定文化財に各々指定されている。天然記念物では県指定文化財として西蓮寺の大イチョウ、小高の榎などがある。無形民俗文化財では市指定文化財として八坂神社の麻生祇園馬出し祭、春日神社のどぶろく祭などがあり、市の歴史の長さを感じることができる。

(社会的条件)

行方市の人口は令和 3 年 7 月 1 日時点で 31,453 人(茨城県常住人口調査による)となっており国勢調査と比較すると昭和 60 年の人口 43,074 人に比べ 11,621 人の減少となっている。この人口減の要因として全国の潮流である自然減に加え、本市外への転出による社会減による影響が大きいものと考えられる。平成 17 年から令和元年までの期間において転入が転出を上回る社会増の状態となった年はなく、自然減とともに社会減が同時に進行している。

本市は東京から東関東自動車道や常磐自動車道を経由して 2 時間弱の位置にあることや鹿島臨海工業地帯、成田国際空港、筑波研究学園都市と近距離に位置することなど、本市の立地条件は、恵まれた環境にあるものの、立地条件が市民の市外での通学・通勤・消費活動を促進している状況がある。これらが本市における地域産業や地元商店街の弱体化を招いてきた側面もあり、また、市内外の公共交通の脆弱性など定住環境の相対的魅力の弱さにより、市民がより利便性の良い地へ転出する傾向があるとも考えられる。

(経済的条件)

行方市の主要産業となっているのが第一次産業であり市内の就業者全体の 22.7% (4,361 人)となっている。これは全国平均に比して高く行方市の産業を支える重要な役割を果たしている。

行方地域は、作物を選ばずに様々な農産物が生産出来る地域であり、温暖な気候、水、豊かな土壌と、自然から沢山の恩恵を受けた地域により、農畜水産業を中心とした産業体系が形成されている。これにより年間を通して多くの農畜水産品を出荷出来ることで、安定的に首都圏(消費地)へ食材供給が可能で、年間 80 品目以上の様々な生産物(米、野菜、肉(豚、牛、鶏)、鶏卵、川魚)を年間通して安定的に東京地域に出荷している。特に、産出額の多い品目は、サツマイモ、じゃがいも、みず菜、セリであり国内でも上位の産出額を維持している。中でもサツマイモは日本農業賞大賞や農林水産祭天皇杯を受賞するなど名実ともに

日本一を誇っており行方市を代表する農産物である。

第二次産業については、製造業で平成 22 年では市内事業数 116 所、従業者数 3,131 人であったものが、平成 27 年では同 109 所、2,920 人となっており、製造品の出荷額においても 54,297 百万円から 46,397 百万円へ減少している。卸売業及び小売業についても平成 22 年では同 433 所、2,485 人であったものが平成 27 年には同 353 所、1,983 人となり年間商品販売額も 60,713 百万円 から 43,206 百万円と減少傾向にある。

第三次産業に占める就業者の割合は 48.4% (9,305 人) となっており、全国平均 71.0% に比して少ない割合である。

②過疎の状況

行方市の人口は昭和 60 年で 43,074 人であったのに対し、令和 3 年 7 月時点で 31,453 人になっており、約 11,600 人の人口減少となっている。特に、合併した平成 17 年から平成 22 年にかけての 5 年間の人口減少は著しい状況にあった。年齢別人口構成をみても年少人口が低く、高齢化率が高い傾向にあり、令和 3 年 7 月現在で、高齢化率は 37.1% と高いことがわかっている。

一方で、人口が減少する中、世帯数は増加傾向であり世帯当たり人員は減少傾向にある。また、年少人口の減少が顕著になっており、年少人口 (0~14 才) の割合が令和 3 年には、9.9% まで減少しており、世帯当たり人数が減少する、いわゆる「核家族化」の傾向が見られている。

核家族化は全国的に拡大しているが、近隣の人口拡大都市についても核家族化が進んでいることから、直接の人口減少に結び付く要因ではないと考えられる。一方で、高齢者の単身世帯や高齢者のみの世帯については対応が必要である。

これらを受けて本市では、子育て世代にターゲットを当てた施策を充実することで、少子化に歯止めをかけ高齢化率上昇を押しとどめること、同時に、核家族化の進行によって増加することが想定される高齢者のみの世帯及び独り暮らしの高齢者にとって快適な生活環境をつくっていくことも必要と考え各種施策を進めてきたところである。

また、快適な生活環境を実現するためには、居住エリアの整備も検討する必要がある。本市は地域内に田畑を多く有しており、林野面積と耕地面積を合わせると市の総土地面積のおよそ 50% が田畑もしくは林野となっている。また、麻生地区を始めとする用途地域では、建蔽率が 60~80% に制限されている。

このため、集合住宅等の整備を行う場合は、農地以外かつ用途地域ではない空地を利用するか、田畑の地盤整備を行う必要があり、計画的な整備が求められている。

(2) 人口及び産業の推移と動向

①人口(現状と課題)

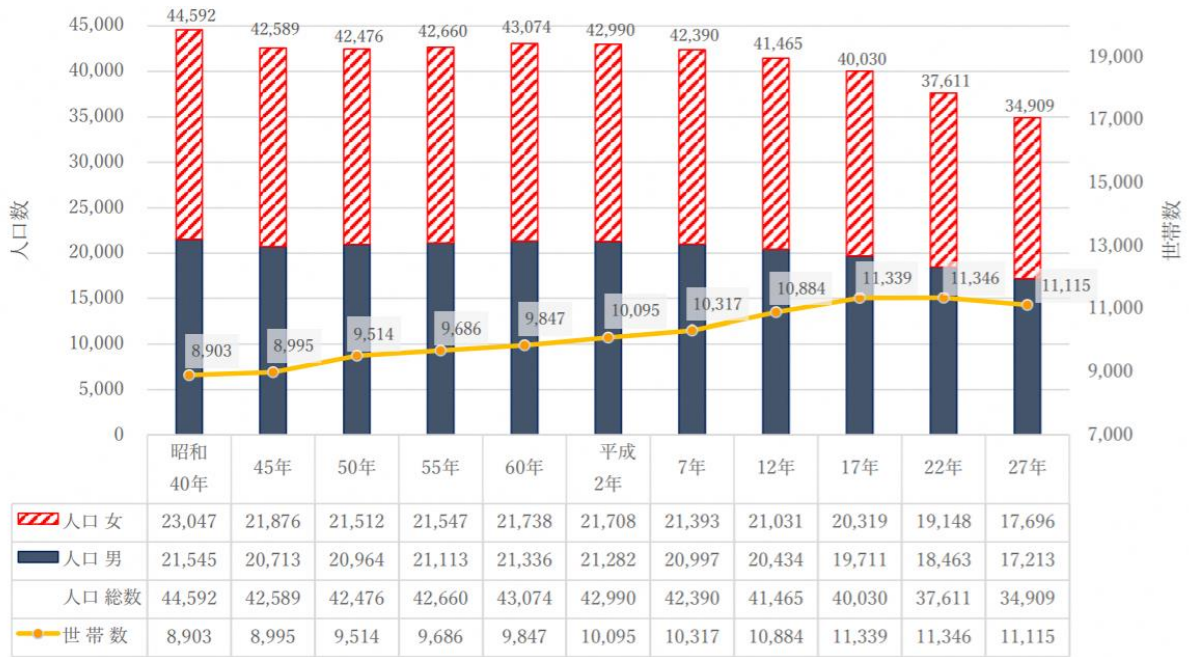
区分	昭和35年	昭和50年		平成2年		平成17年		平成27年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	47,549 人	42,476 人	-10.7%	42,990 人	1.2%	40,035 人	-6.9%	34,909 人	-12.8%
0歳～14歳	16,932 人	9,333 人	-44.9%	8,465 人	-9.3%	4,999 人	-40.9%	3,796 人	-24.1%
15歳～64歳	27,573 人	28,663 人	4.0%	27,598 人	-3.7%	24,741 人	-10.4%	20,103 人	-18.7%
うち15歳～29歳(a)	10,204 人	9,901 人	-3.0%	6,980 人	-29.5%	6,710 人	-3.9%	4,373 人	-34.8%
65歳以上(b)	3,044 人	4,480 人	47.2%	6,895 人	53.9%	10,295 人	49.3%	11,001 人	6.9%
(a)/総数 若年者比率	21.5 %	23.3 %	—	16.2 %	—	16.8 %	—	12.5 %	—
(b)/総数 高齢者比率	6.4 %	10.5 %	—	16.0 %	—	25.7 %	—	31.5 %	—

(図表 1-1(1) 人口の推移_市全数)

区分	昭和35年	昭和50年		平成2年		平成17年		平成27年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	20,182 人	18,194 人	-9.9%	17,774 人	-2.3%	15,787 人	-11.2%	13,541 人	-14.2%
0歳～14歳	7,099 人	4,086 人	-42.4%	3,430 人	-16.1%	1,859 人	-45.8%	1,434 人	-22.9%
15歳～64歳	11,782 人	12,265 人	4.1%	11,451 人	-6.6%	9,778 人	-14.6%	7,728 人	-21.0%
うち15歳～29歳(a)	4,427 人	4,218 人	-4.7%	2,844 人	-32.6%	2,573 人	-9.5%	1,561 人	-39.3%
65歳以上(b)	1,301 人	1,843 人	41.7%	2,890 人	56.8%	4,150 人	43.6%	4,378 人	5.5%
(a)/総数 若年者比率	21.9 %	23.2 %	—	16.0 %	—	16.3 %	—	11.5 %	—
(b)/総数 高齢者比率	6.4 %	10.1 %	—	16.3 %	—	26.3 %	—	32.3 %	—

(図表 1-1(2) 人口の推移_麻生地区)

本市の人口は昭和 40 年頃から減少傾向となり、昭和 60 年に持ち直したものの以後は現在まで減少が続いている。平成 2 年には 42,990 人であったものが平成 27 年では 34,909 人となっており、約 18.8%減少している。(図表 1-2)



(図表 1-2 行方市の人口の推移)

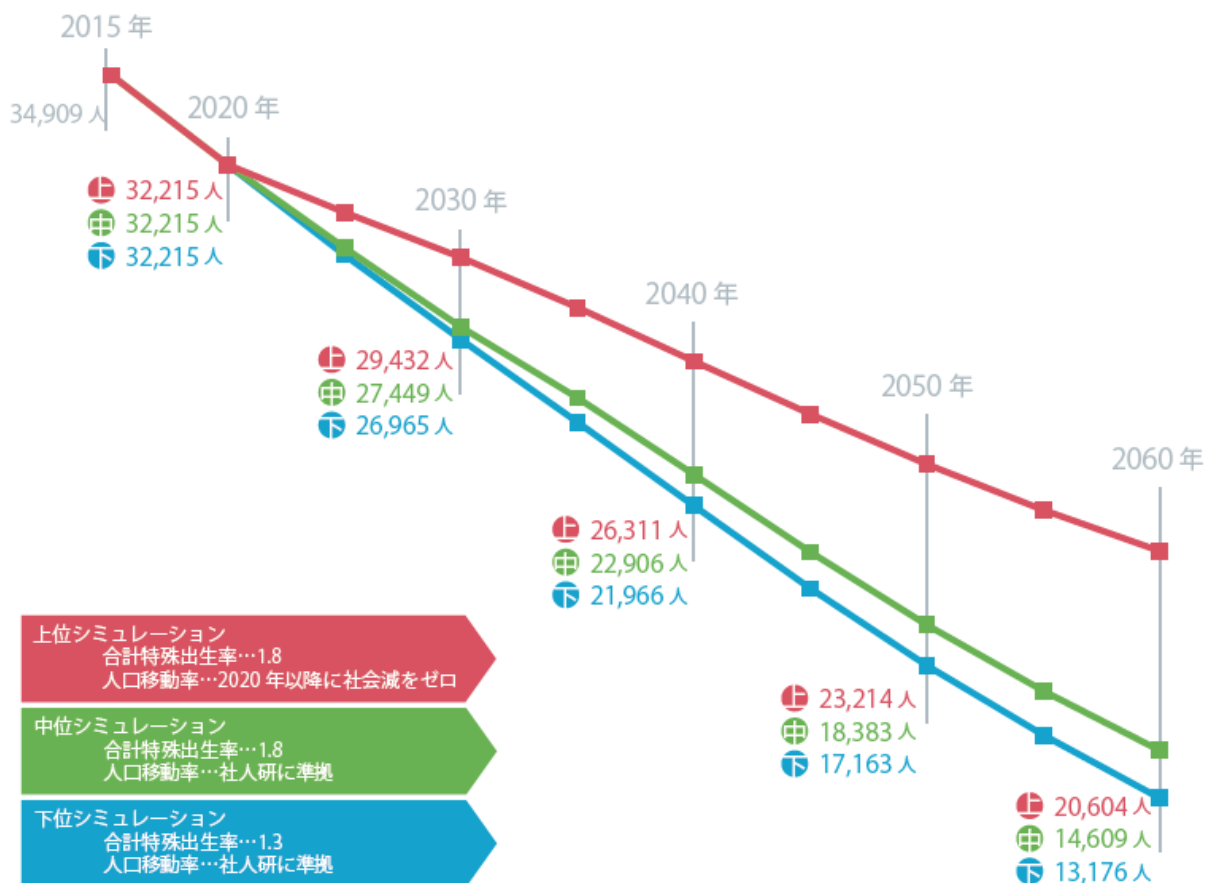
旧市町村区分においては、旧3町のうち麻生町の人口減少が最も著しくなっている。

過疎地域指定の判断対象となる平成2年から平成27年の25年間における人口減少率は、麻生町で23.8%となっている。これは、令和3年の過疎法改正による一部過疎地域の要件に該当しており、結果として本市は一部過疎地域となった。(図表 1-3)

	S50	H2	H27
市全体	42,476	42,990	34,909
旧麻生町	18,194	17,774	13,541
旧北浦町	10,921	11,107	9,086
旧玉造町	13,361	14,109	12,282

(図表 1-3 旧市町村区域別 人口の推移)

国立社会保障・人口問題研究所(社人研)の推計によれば本市は今後も継続的に人口が減少するとみられている。また、市独自の推計では今後の人口減少は社会減の推移に左右されるとしており、2060年には上位推計で20,604人、下位推計では13,176人と想定している。(図表 1-4)



(図表 1-4 行方市の総人口の長期的な見通し(社人研推計比較))

これら人口減少は、市内の出生・死亡に起因する自然増減及び市外からの転入・市内への転出に起因する社会増減が要因であるが、本市においては自然増減、社会増減共に減少傾向にある。(図表 1-5、1-6)

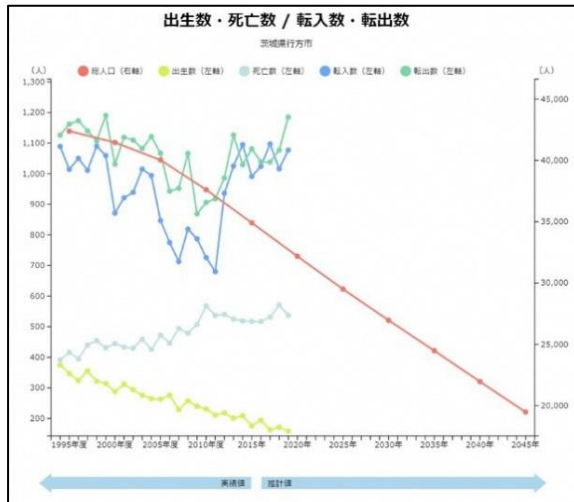
自然増減については全国の傾向と同様に自然減を続けている。社人研推計によると本市の合計特殊出生率は2060年に向かって全国平均より低い1.30程度が続くと予測されているが、平均初婚年齢が上昇傾向を続けている全国的な晩婚化の進行がその主な理由として挙げられる。(図表 1-8)

社会増減についても社会減の傾向が続いている。主な要因として挙げられるのは転入数の減であり、平成17年から転出数が横ばいなのに対し、転入数については続落している傾向にある。

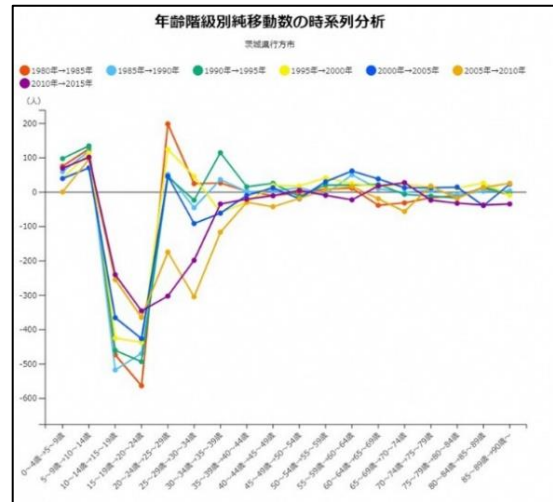
また、年齢階級別の移動状況を見ると、10~24歳に関する入学等による市外への転出の傾向は1980年代から継続している。一方で近年の傾向では生産年齢人口の入り口となる20歳~25歳の住民が市外へ移住し転出超過となっている状況が伺えることから、働く場を求めて市外へ転出し、その後市内へ戻らないという状態が続いているとみられる。(図表 1-7)

年度	自然動態			社会動態			人口増
	出生	死亡	自然増	転入	転出	社会増	
平成17年	271	464	△ 193	1370	1393	△ 23	△ 216
平成18年	279	481	△ 202	1152	1461	△ 309	△ 511
平成19年	230	463	△ 233	1230	1403	△ 173	△ 406
平成20年	244	494	△ 250	1208	1402	△ 194	△ 444
平成21年	270	503	△ 233	1190	1385	△ 195	△ 428
平成22年	218	555	△ 337	1179	1314	△ 135	△ 472
平成23年	220	545	△ 325	1113	1523	△ 410	△ 735
平成24年	215	525	△ 310	1130	1157	△ 27	△ 337
平成25年	198	517	△ 319	1037	1359	△ 322	△ 641
平成26年	205	517	△ 312	1104	1229	△ 125	△ 437
平成27年	175	512	△ 337	1004	1258	△ 254	△ 591
平成28年	188	514	△ 326	1038	1243	△ 205	△ 531
平成29年	166	533	△ 367	1105	1216	△ 111	△ 478
平成30年	169	573	△ 404	1020	1237	△ 217	△ 621
令和元年	158	536	△ 378	1082	1332	△ 250	△ 628

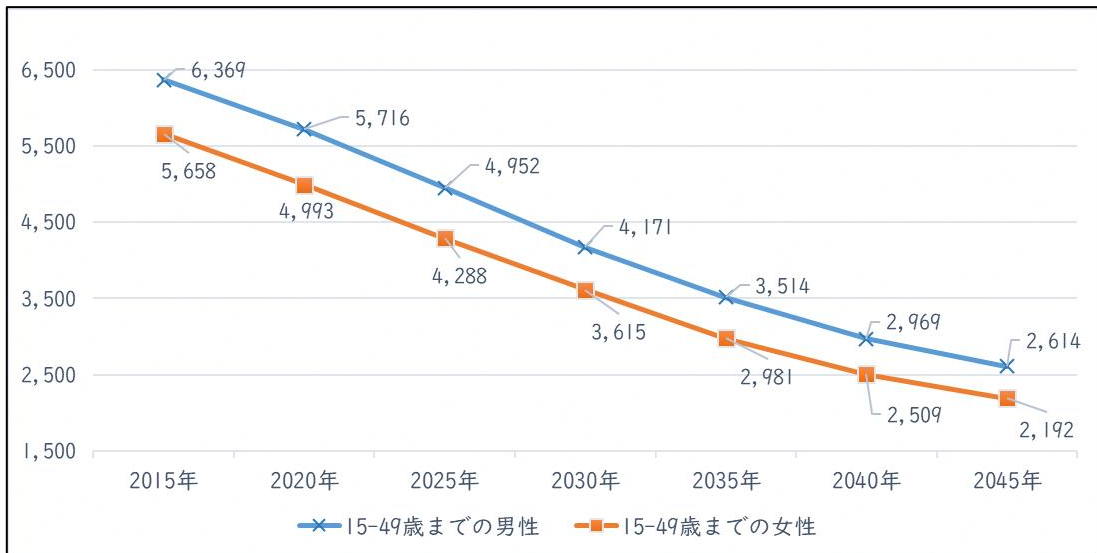
(図表 1-5 行方市 自然増減及び社会増減の推移(平成17年~令和元年分))



(図表 1-6 総人口と自然・社会増減の推移)



(図表 1-7 年齢階級別移動の時系列分析)

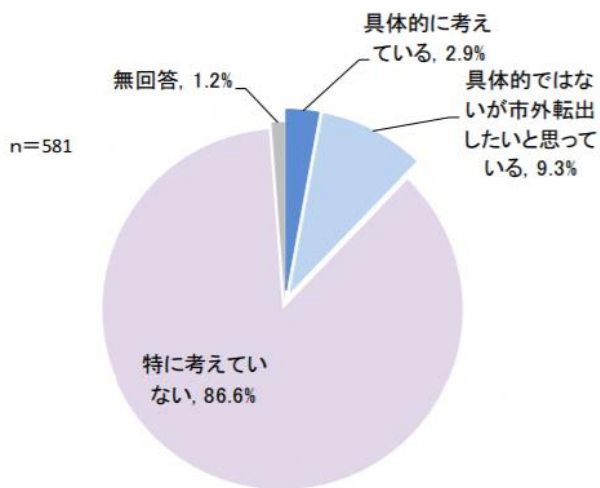


(図表 1-8 15 歳-49 歳の男女人口の推移予測)

(その対策)

平成 28 年度に本市が市民に行ったアンケート調査によると、定住意向については 86.6%と高くなっていた。一方、転出意向については 12.2%となっており、特に 20 代女性の転出意向が 50%であるなど、市民のうち特に若者層について市外への転出意向が高い傾向がみられている。(図表2-1)

【行方市民の定住・転出意向】



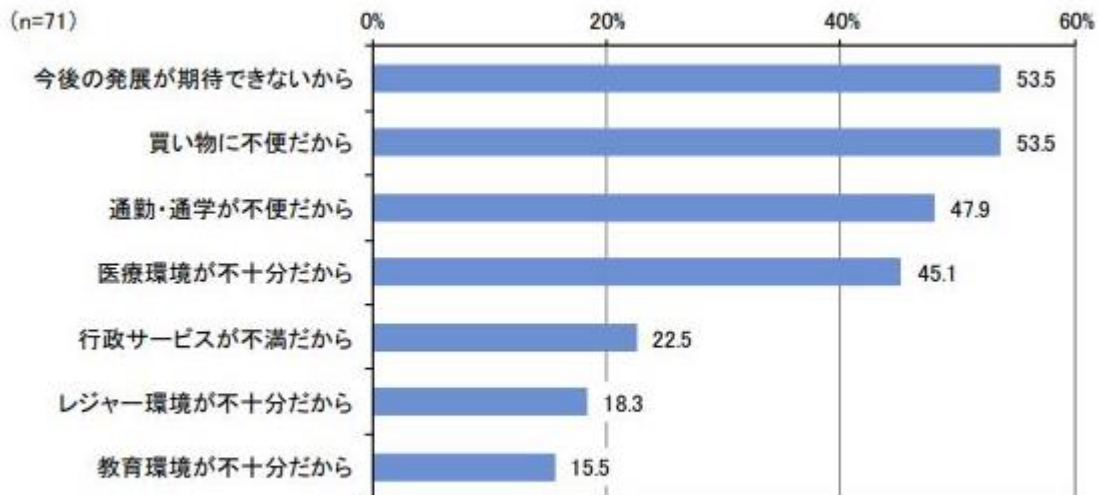
市外転出意向		
12.2%		
	n	転出意向あり(%)
男性 20代	28	21.4
30代	37	13.5
40代	41	14.6
50代	36	2.8
60代	104	5.8
女性 20代	34	50.0
30代	52	21.1
40代	48	18.8
50代	77	5.2
60代	113	3.5

資料：行方市定住・移住促進計画策定のための市民アンケート調査

(図表2-1 市民の定住・転出の意向)

また、転出を希望する理由では「今後の発展が期待できないから」と「買い物に不便だから」がともに 53.5%と高く、次いで「通勤・通学が不便だから」(47.9%)、「医療環境が不十分だから」(45.1%)が上位として挙げられている。(図表2-2)

【転出理由（上位7項目）】



資料：行方市定住・移住促進計画策定のための市民アンケート調査

(図表2-2 転出意向の理由)

これらを受け本市では平成 29 年に「行方市定住・移住促進計画」を定め下記2つの基本方針に従い4つの基本目標を定めて定住・移住の促進を行っている。

【基本方針】

①人口規模の維持(人口減少の緩和)

本市の将来人口の方向性を示した人口ビジョンにおける下位シミュレーションの人口になる可能性があることを認識しつつ、上位シミュレーションの人口を目指して、人口規模が維持できることを目指す。

②市内・市外のバランスに配慮した施策の展開

本計画は、移住者向けの施策に偏らず、定住者向けの施策の充実を通じ市の魅力を高め、その魅力を市内外に情報発信していくことを基本とする。

【基本目標】

基本方針を実現するため下記4つの基本目標に基づき施策を展開している。

基本目標 1 雇用の確保及び産業振興

若者を中心とする本市での就労支援とともに、農業をはじめとする地域産業の活性化や企業誘致等に取り組み、本市内の就労の場の確保を図ります。

基本目標 2 出会い・結婚から子育て支援の充実

若者に対する結婚・妊娠・出産・子育て、また、子どもの教育に至るまで一貫した支援を行うことで、少子化の抑制を図ります。

基本目標 3 安全で住みよい生活環境の充実

移住先の住まいの確保等の住環境の充実をはじめ、地域公共交通・道路環境や健康で安全な生活環境の充実に取り組み、安心して快適に住み続けられるまちづくりを目指します。

基本目標 4 情報発信及び誘致・受け入れ体制の充実

本市の魅力の情報発信を強化していくとともに、移住希望者に対する誘致促進と受け入れ体制の充実に取り組みます。

本定住・移住促進計画に係る具体的な施策体系は以下のとおり。



なお、これらの施策は本市総合戦略の理念である「笑顔で住み続けたいまち、行方」に沿う形で策定されている。

本定住・移住計画の策定から4年が経過したところであるが、引き続き自然動態及び社会動態の減少傾向であることから、より一層の施策の強化が求められるところであると考えられる。

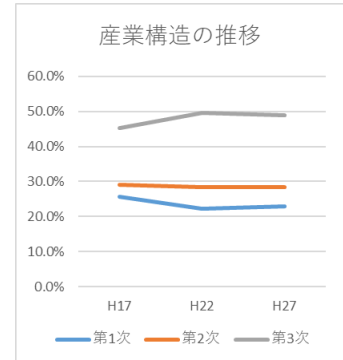
②産業

本市の基幹産業は第一次産業であり就業者の割合は 22.9% (4,361 人)と全国平均に比して高い。一方で、第 3 次産業については、近年では市内の就業者が第 3 次産業に移行する傾向はみられるものの、依然として全国平均より低い。(図表 3-1)

行方市

(人)

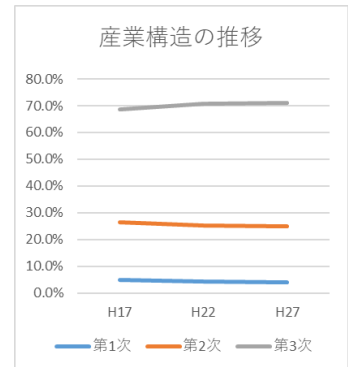
		H17	H22	H27
第 1 次	就業人口	5,411	4,104	4,361
	割合	25.7%	22.1%	22.9%
第 2 次	就業人口	6,139	5,260	5,398
	割合	29.1%	28.4%	28.3%
第 3 次	就業人口	9,523	9,170	9,305
	割合	45.2%	49.5%	48.8%



全国

(千人)

		H17	H22	H27
第 1 次	就業人口	2,981	2,381	2,222
	割合	4.9%	4.2%	4.0%
第 2 次	就業人口	15,957	14,123	13,921
	割合	26.4%	25.2%	25.0%
第 3 次	就業人口	41,425	39,646	39,615
	割合	68.6%	70.6%	71.0%



(図表 3-1 産業別就業者数(国勢調査より))

生産年齢人口 20,103 人となっており人口に占める割合は約 57.5%となっている。

年齢層	総数		就業者							完全失業者	非労働力人口	家事	通学	その他	労働力状態 「不詳」	労働力率 (%) 1)
	総数 (労働力状 態)	労働力人口	総数	主に仕事	家事のほか仕事	通学のかたわら仕事	休業者									
総数(15歳以上年齢)	31,104	19,965	19,200	16,511	2,369	63	257	765	11,111	3,303	1,399	6,409	28	64		
15~19歳	1,461	237	213	166	10	37	-	24	1,222	13	1,183	26	2	16		
20~24歳	1,337	1,064	1,000	951	23	21	5	64	273	48	193	32	-	80		
25~29歳	1,575	1,455	1,372	1,293	58	1	20	83	119	93	9	17	1	92		
30~34歳	1,784	1,603	1,515	1,355	138	1	21	88	179	155	4	20	2	90		
35~39歳	1,944	1,749	1,662	1,485	151	-	26	87	192	159	6	27	3	90		
40~44歳	2,027	1,838	1,757	1,550	198	-	9	81	185	157	1	27	4	91		
45~49歳	1,898	1,725	1,669	1,435	225	-	9	56	173	139	1	33	-	91		
50~54歳	2,170	1,940	1,877	1,651	209	-	17	63	227	185	-	42	3	90		
55~59歳	2,751	2,371	2,302	1,984	291	1	26	69	380	298	-	82	-	86		
60~64歳	3,156	2,392	2,321	1,930	344	-	47	71	763	458	-	305	1	76		
65~69歳	2,975	1,795	1,752	1,430	292	1	29	43	1,178	509	-	669	2	60		
70~74歳	2,054	832	807	598	182	1	26	25	1,218	354	-	864	4	41		
75~79歳	1,935	570	563	412	137	-	14	7	1,364	319	-	1,045	1	29		
80~84歳	1,949	293	292	208	80	-	4	1	1,654	263	2	1,389	2	15		
85歳以上	2,088	101	98	63	31	-	4	3	1,984	153	-	1,831	3	5		
15~64歳	20,103	16,374	15,688	13,800	1,647	61	180	686	3,713	1,705	1,397	611	16	82		
65歳以上	11,001	3,591	3,512	2,711	722	2	77	79	7,398	1,598	2	5,798	12	33		
75歳以上	5,972	964	953	683	248	-	22	11	5,002	735	2	4,265	6	16		

(図表 3-2 生産年齢人口の状況)

(3) 行財政の状況

令和元年度において歳入歳出額はそれぞれ歳入総額 17,388,839 千円、歳出総額 16,716,261 千円となっている。本市は人口減少や高い高齢化率となっていることに加え、大きな企業が少なく第一次産業中心の脆弱な税収構造にある。財政力指数については令和元年度において類似団体平均と比べると 0.03 ポイント上回る 0.44 となった。若干の増加傾向ではあるものの、依然として低い状況が続いている。

極めて自主財源に乏しく、今後も数値の大幅改善を見込むことは難しいと考えられるため、行政の効率化に努めることにより財政の健全化を図る必要がある。(図表 4-1、4-2)

区分	平成17年度	平成22年度	平成27年度	令和元年度
歳入総額 A	15,540,066	18,168,074	19,267,289	17,388,839
一般財源	9,933,507	10,837,546	11,059,078	10,871,365
国庫支出金	802,403	2,309,390	2,552,288	2,023,797
都道府県支出金	1,019,327	1,196,607	1,192,514	1,177,979
地方債	1,338,600	1,877,200	2,017,700	976,000
うち過疎対策事業債	-	-	-	-
その他	2,446,229	1,947,331	2,445,709	2,339,698
歳出総額 B	15,120,790	17,613,145	18,579,354	16,716,261
義務的経費	7,280,616	7,301,020	7,113,105	7,510,253
投資的経費	2,084,145	3,322,207	4,197,685	1,927,284
うち普通建設事業	2,061,620	3,280,756	4,197,685	1,799,816
その他	5,756,029	6,989,918	7,268,564	7,278,724
過疎対策事業費	-	-	-	-
歳入歳出差引額 C (A-B)	419,276	554,929	687,935	672,578
翌年度へ繰越すべき財源 D	15,467	129,816	163,687	157,919
実質収支 C-D	403,809	425,113	524,248	514,659
財政力指数	0.41	0.46	0.43	0.44
公債費負担比率	18.0	15.6	12.5	14.5
実質公債費比率	17.6	12.6	7.7	7.4
起債制限比率	12.6			
経常収支比率	98.8	85.8	84.0	91.3
将来負担比率		85.6	75.5	62.6
地方債現在高	18,297,268	17,659,049	20,045,150	18,474,890

単位：千円・%

図表 4-1(1) 市町村財政の状況

区分	昭和55 年度末	平成2 年度末	平成12 年度末	平成22 年度末	令和元 年度末
市町村道					
改良率 (%)	14.2	7.4	10.9	14.2	16.9
舗装率 (%)	24.5	37.6	42.3	44.7	46.0
農道 延長 (m)	0.0	0.0	0.0	2631.0	2631.0
耕地1ha当たり農道延長 (m)	0.0	0.0	0.0	0.4	0.4
林道 延長 (m)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
林野1haあたり林道延長 (m)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
水道普及率 (%)	36.9	60.5	80.3	93.6	93.9
水洗化率 (%)	0.0	0.0	0.0	58.8	68.2
人口千人あたり病院、 診療所の病床数 (床)			5.5	6.3	6.3

図表 4-1(2) 主要公共施設等の整備状況

区分	令和元年度(千円・%)	平成30年度(千円・%)	平成29年度(千円)	平成28年度(千円)	平成27年度(千円)
歳入総額	17,388,839	17,096,913	17,206,658	17,704,802	19,267,289
歳出総額	16,716,261	16,596,150	16,673,658	17,120,865	18,579,354
歳入歳出差引	672,578	500,763	533,000	583,937	687,935
翌年度に繰越すべき財源	157,919	138,532	42,823	153,320	163,687
実質収支	514,659	362,231	490,177	430,617	524,248
単年度収支	152,428	-127,946	59,560	-93,631	-158,709
積立金	341,009	270,022	118,645	164,489	244,202
繰上償還金	0	0	0	0	-
積立金取崩し額	458,991	301,313	60,000	110,000	160,000
実質単年度収支	34,446	-159,237	118,205	-39,142	-74,507
実質収支比率	4.8	3.4	4.5	3.9	4.7
経常収支比率	91.3	90.5	87.5	86.7	84.0
(※1)	(94.7)	(95.0)	(91.8)	(91.0)	(89.2)
標準財政規模	10,651,480	10,761,037	10,890,406	11,073,551	11,236,689
財政力指数	0.44	0.43	0.43	0.43	0.43
公債費負担比率	14.5	14.2	14.5	13.7	12.5

区分	平成26年度(千円)	平成25年度(千円)	平成24年度(千円)	平成23年度(千円)	平成22年度(千円)
歳入総額	18,527,721	19,966,114	19,822,781	20,296,584	18,168,074
歳出総額	17,721,627	19,133,214	18,582,081	19,380,951	17,613,145
歳入歳出差引	806,094	832,900	1,240,700	915,633	554,929
翌年度に繰越すべき財源	123,137	383,307	578,235	379,966	129,816
実質収支	682,957	449,593	662,465	535,667	425,113
単年度収支	233,364	-212,872	126,798	110,554	-97,798
積立金	175,582	484,309	298,582	469,444	607,999
繰上償還金	-	90	-	-	-
積立金取崩し額	273,386	391,000	300,000	229,200	198,000
実質単年度収支	135,560	-119,473	125,380	350,798	312,201
実質収支比率	6.1	4.0	6.0	4.7	3.7
経常収支比率	85.8	85.9	86.5	84.0	85.8
(※1)	(91.6)	(92.0)	(92.9)	(90.2)	(89.9)
標準財政規模	11,160,495	11,265,013	11,114,667	11,307,945	11,478,607
財政力指数	0.43	0.43	0.43	0.44	0.46
公債費負担比率	13.8	13.9	14.5	13.7	15.6

(参考:図表 4-2 行財政の状況(平成22年度~令和元年度))

(4) 地域の持続的発展の基本方針

令和3年4月1日に過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が施行されたことを受け、本市では新たに定められた平成の合併による合併市町村の「一部過疎」要件に該当し、本市の旧麻生町地域が過疎地域とされた。本市にとって重要な施設・機能が集中する地域であり、当該地区が過疎地域とされたことについては早急な過疎からの脱却が求められるものである。

一方で、過疎とされた地域に留まらず、本市全体においても人口減少は進んでいることから、今後の人口減少に歯止めをかける施策が求められるほか、第一次産業を中心とする産業形態が特徴の本市においては「地域の稼ぐ力」をより高め、ひいては市内における消費活動の活性化をもたらす必要がある。

本市では令和3年度にこれまで進めてきた「行方市総合戦略」を改定し新たなまちづくりに向けた取組を行っている。地域共生社会と持続的成長を求める次なるステージへ歩みを進めるためにも、地域産業の地盤の強化とともに、人口減少や少子高齢化への対応、安全・安心な住民サービスの更なる提供を続けていくことを目指す。

令和2年9月に市制施行15年を迎えた本市において、これまで生かしてきた市の豊かな自然環境・歴史・文化等を踏まえ、今後も持続可能なまちを目指し歩みを進めていくこととしたい。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

本計画に基づく計画期間内における人口目標について以下のとおり設定する。

区分	項目	2020 (R02)	2025 (R07)	2030 (R12)
人口に関する目標	人口目標値	32,215	30,787	29,432
	合計特殊出生率	1.3	1.67	1.8

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

①時期

毎年会計年度終了後

②手法

行方市総合戦略に沿った行政評価制度

(7) 計画期間

この計画は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5か年間とする。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

本計画は「行方市公共施設等総合管理計画(基本計画)」に基づき、人口減少や財政状況など将来の動向を見据えつつ、公共施設等の現状と課題を整理するとともに公共サービスのあり方を検証するなど総合的な観点に立ち、公共施設等を将来にわたって最適に管理する方針に沿って進めるものとする。(図表 5)

①公共施設(公共建築物)の保有総量の適正化

公共施設(公共建築物)の必要性について、人口減少や人口構造の変化に伴う市民ニーズの多様化や財政状況、費用対効果などの面から総合的に検討し、施設保有総量の適正化を図ります。

②公共施設(公共建築物)の有効活用

市が保有する財産は市民共通の財産であり、税金等の貴重な財源で建設したものであることから、施設の耐用年数やスペースを含めて「使いきる」との発想のもと、最大限有効に活用します。また、新たな機能が必要な場合でも、新規施設の整備でなく、既存施設の用途変更や空きスペースの活用、仮設施設のリース、必要最小限の増築工事等による対応を原則とします。

③公共施設(公共建築物)の効率的な運営

施設の建設に伴い必要となる設計・建設から維持管理、修繕、解体・処分までの総コスト(ライフサイクルコスト)が財政に影響を与えていることを踏まえ、必要な機能に対する必要最小限の整備水準とするとともに、施設の管理運営費が最小限となる手法を導入するなど、施設の建設から管理運営にいたる様々な段階を通じて効率的な運営を図ります。

④インフラ施設への対応

道路や上下水道などのインフラ施設は、市民生活に密接に関係する基盤施設であることから、施設の整備にあたっては、社会情勢や市民ニーズを的確に把握するとともに、人口減少や人口構造・都市構造の変化を見据えて、真に必要な施設の整備を計画的に実施します。

(図表 5 行方市公共施設等総合管理計画(基本計画)の基本的な考え方)

2章. 計画

1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

①定住・移住

本市では、人口減少を抑制し、地域活力の維持を図るために、平成 23 年度から「定住促進アクションプラン」、平成 28 年度から「行方市定住・移住促進計画」を策定し、計画に則り、雇用の確保、子育て支援、生活環境の充実、情報発信等の様々な分野において「定住・移住促進」につながる各施策に取り組み、「笑顔で住み続けたいまち、行方」の実現を推進してきたところである。

しかしながら、転出超過の状況は続いており、特に 15 歳から 25 歳までの若年層の進学・就職による転出が人口減少・高齢化に拍車をかけている。

②地域間交流の促進

本市においては、潮来市と連携して行っている「行方交流圏協議会」などを通して、イベントを開催し近隣自治体との広域観光等、他地域の方々の受入れや交流を図ってきた。また、石岡市・小美玉市・茨城町などと連携し公共施設の広域利用を可能にするなど、圏域の市民サービスの向上を図ってきた。

③人材育成

本市では、「なめがた市民 100 人委員会」を設立し、まちの魅力を再認識する機会を設け市への愛着を高めてきた。また、既存事業所数の減少、新規事業開業数の微小を受け、地域の開業率を引き上げ、雇用を生み出し、産業の新陳代謝を進めていくことを目的に平成 29 年度から「創業支援事業計画」の認定を受け、創業支援を推進してきた。今後も現在の施策も継続しつつ、更に地域の魅力を理解し継承していく後継者対策も継続して行っていく必要がある。

(2) その対策

①定住・移住

20 代～30 代の増加を図るために、市外へ転出した若者に U ターンを促すとともに、市外出身者にとっても転入しやすい環境をつくり、人口の安定化を図る必要がある。

②地域間交流の促進

既存の連携を強化するとともに、鹿行 DMO 加盟自治体との連携を強化し、スポーツ交流等を推進し、地域活性化と市民生活の質的向上の両面の効果が期待できる施策を実施していく必要がある。

③人材育成

今後も現在の施策を継続しつつ、更に地域の魅力を理解し継承していく後継者対策も継続して行っていく必要がある。

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
Ⅰ 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(1)移住・定住	空き家空地利活用事業 定住促進事業	行方市	
	(4)過疎地域持続的発展特別事業 移住・定住 地域間交流 人材育成 その他	空き家空地利活用事業 定住促進事業 空き家活用テレワーク等設備補助金 定住応援助成金 わくわく茨城生活実現事業 情報発信強化事業 広報広聴事業 結婚対策支援事業 ふるさと応援寄附金募集事業 地域おこし協力隊事業 情報交流センター管理事業	行方市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合性

定住・移住に関連する事業については、市庁舎と同敷地内に設置されている情報交流センターを拠点に取り組んでいることから、当該施設の管理運営については、「行方市公共施設等総合管理計画」に基づき、市庁舎と一体として維持管理・運営等の方針を検討していくものとする。

2 産業の振興

(1) 現況と問題点

① 農林水産業

本市は、豊かな自然環境を生かした農畜水産物の生産が盛んで、農業が基幹産業となっており、茨城県内でも有数の産出額を誇っている。農業従事者の人口は平成 27 年では 4,361 人となっており、平成 22 年の 4,104 人と比較すると増加している。しかし、農業就業者を年代別にみると、60 歳以上が全体の 6 割程度を占め、平均年齢は 59 歳と高齢化が進行している。一方で、15～40 歳代の就業者は減少しており、担い手不足、後継者不在による休耕地が今後増加すると考えられる。

現在、「6 次産業化推進計画」を策定し、農作物の付加価値を高めるための、商品開発や開発商品の販路開拓、情報発信を強化する活動を行い“「なめがたブランド」の構築による持続的な農水産業の創出”を目指している。

また、単位面積当たりの生産額についても向上を図っている。

② 商工業

本市は、商店街的な商業集積がほとんど形成されていない状況である。本市の住民の買物行動を見ると、鉾田市や鹿嶋市などの周辺地域での購入傾向があり、市内での消費活動が活発ではない原因になっていると考えられる。また、人口減少、少子高齢化によって、消費者が減少し、卸・小売年間販売額は平成 27 年 43,206 百万円となり、平成 22 年 60,713 百万円と比べると減少している。

また本市の第 3 次産業総生産額の市内総生産額に占める割合は平成 29 年度で 58.6%であり、これは平成 22 年 50.0%と比較すると増加している。本市は、鉾田市、小美玉市と共に交通ネットワークの結節点となる集積区域であり、鹿島臨海工業地帯、成田国際空港、筑波研究学園都市等の大規模産業集積地に近接するという地理的優位性を生かし、製造・物流の拠点施設となる大規模な工業団地を所有している。

今後は、東関東自動車道水戸線の延線による、首都圏や周辺都市との交通アクセスの利便性が高まることを生かし、地場産業が活性化するような関連企業の誘致を推進することが必要である。

③ 産業振興

今後、高速道路網の整備に伴い、市外からの観光客の増加が期待されることから、観光客の受入れ体制を整備するとともに、農林水産業や観光産業が連携し、特産品の開発にさらに注力し取り組む必要がある。更に、交通の優位性を生かし、これまで以上にすべての産業に欠かせない「物流機能」の強化を図る必要がある。

④観光

本市の観光客は平成 29年では約 63 万人となっており増加傾向である。これまで、行方市特有の霞ヶ浦、サツマイモを用いた観光振興を進めており、特にサツマイモを軸としたテーマパーク、「なめがたファーマーズヴィレッジ」に観光客が多く訪れている。また、霞ヶ浦を活用した、つくば霞ヶ浦りんりんロードのサイクリングへの観光客も多くなっている。今後は、農業、自然、歴史に根ざした地域の魅力創造を強化するとともに、鹿行 DMO 加盟の周辺自治体との連携を強化し、周辺の観光施設と組み合わせた観光ルートを整備し、整備中の高速道路の利用者の誘客を行う必要がある。

(2) その対策

①農林水産業

高齢化する農業従事者の現況に対し、次世代の担い手の農業参入を奨励するなど、基幹産業である農業の規模縮小を防ぎ、生産額の拡大を目指す施策が必要となる。また、ブランディングや高付加価値商品等の生産を通じて単位面積当たりの産出額を向上させる施策を継続し、市が中心となって継続的かつより強力に推し進めることが求められる。

②商工業

小規模事業者にとって、新型コロナウイルスにより急速に広まったキャッシュレス決済や通販によりさらに経営環境は悪化しているとみられるため、小規模事業者への経営支援を行う必要がある。また、事業者減少に歯止めをかけるための新規創業者に関する支援と創業後の持続的な発展のための支援への取組、後継者の育成などが必要になる。

また、今後高速道路の整備に伴い、企業誘致に有利な条件が加わり促進されると期待される。

③産業振興

今後高速道路の整備に伴って発生すると想定されるヒト・モノ・カネの流入を受け止めるため、拠点となる機能を持つ場所及び組織が求められる。

④観光

本市は、夜間の観光入込客が少ない傾向にあるうえ、市内において宿泊施設が不足している。そのような中で、新たな宿泊施設を整備することは過大な投資となる可能性があることから、昼間の観光客の拡大及び客単価の上昇を検討し、施策として進めていく必要があると考えられる。

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(1)基盤整備 農業 林業 水産業 畜産業	農業振興事業 水田農業対策事業 土地改良促進事業 林業振興事業 水産振興事業 畜産振興事業	行方市	
	(2)漁港施設	漁場施設整備事業	行方市	
	(4) 地場産業の振興 技能修得施設 試験研究施設 生産施設 加工施設 流通販売施設	有機肥料供給センター整備 改修事業 農業振興事業 水田農業対策事業 土地改良促進事業 林業振興事業 水産振興事業 畜産振興事業	行方市	
	(7)商業 共同利用施設 その他	行方市商業拠点施設整備 事業	行方市	
	(9) 観光又はレクリエーション	観光振興施設整備 サイクリング誘客促進事業 鹿行DMOプロジェクト 観光振興事業 温浴施設及び観光交流センター管理事業	行方市	
	(10)過疎地域持続的発展 特別事業 第1次産業 商工業・6次産業化 情報通信産業 観光 企業誘致 その他	第1次産業担い手,人材育成事業 水産資源販路開拓事業 観光誘客促進関係事業 観光ガイド育成等 物流網強化事業 農業振興対策事業 農作物病虫害防除事業 6次産業推進事業 農産物販売促進事業	行方市	

		商工振興事業 観光振興事業 起業支援事業		
--	--	----------------------------	--	--

(4) 産業振興促進事項

本市では産業振興のため事業者支援や創業支援・企業誘致をはじめとして持続的な地域経済の発展に向けた取組を行っている。

本市内に立地する企業においては雇用の場の創出、経営の強化、人材の育成等が必要であることから、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第23条及び同法第24条に定められた振興すべき地域及び振興すべき業種を下記のものとし、上記の(2)その対策及び(3)計画のとおり、県及び周辺市町村との連携に努め、経営の強化と事業の安定の視点で支援を図る。

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
旧麻生町全域	製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日	

(5) 公共施設等総合管理計画との整合

産業振興区分における公共施設等については、総合管理計画に定める基本方針との整合性を図りながら、公共施設等の更新、維持管理及び利活用に係る事業を適正に実施する。

3 地域における情報化

(1) 現況と問題点

本市では、平成 22 年から地域全域に光ファイバーによる超高速インターネット接続環境を提供する取組を行っている。また、総合戦略においては、重点プロジェクトの一つとして、「情報発信日本一プロジェクト」を掲げ、情報産業の振興を推進している。その一環として、平成 28 年度に防災対応型エリア放送「なめがたエリアテレビ」を開局し、防災情報、地域コミュニティの活動情報や市内情報の発信を行い、既存のホームページ、メルマガ等に加え、情報伝達手段の複合化が図られた。

(2) その対策

これまでに整備された基盤を活用し、自治体 DX の推進、起業につながる人材の育成、情報系大学との連携や ICT 関連産業の誘致を図るなど、活用の幅を広げ、まちの魅力につなげていく必要がある。また、本市において重要な施策と位置付けている情報発信について、現在までに防災対応型エリア放送で取り上げてきた住民が数多くおり、今後の本市における情報発信の立役者となる可能性が高い。これらの住民が情報発信の場で活躍できるソフト事業の実施も求められていくと考えられる。

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 地域における情報化	(1) 電気通信施設等情報化のための施設 通信用鉄塔施設 テレビ放送中継施設 有線テレビジョン放送施設 告知放送施設 防災行政用無線施設 テレビジョン放送等難視聴解消のための施設 ブロードバンド施設 その他の情報化のための施設 その他	防災対応型エリア放送管理事業(設備更新等) Wi-Fiポイント整備事業 自治体 DX 推進事業 防災対応型エリア放送置局整備 難視聴対策受信器設置工事 地域情報通信基盤管理事業 エリア放送情報発信事業	行方市	

	(2) 過疎地域持続的発展 特別事業 情報化 デジタル技術活用 その他	自治体 DX 推進事業 庁内ネットワーク機器関連 委託料 サーバパソコン等使用料 ライセンス使用料 産業立地推進事業	行方市	
--	---	---	-----	--

(4) 公共施設等総合管理計画との整合性

「行方市公共施設等総合管理計画」に主だった記載はないものの、本区分の中心的事業にあたる防災対応型エリア放送管理に関する施設は市庁舎に配備されていること、Wi-Fi ポイント整備・自治体 DX の基礎となる大容量データ送受信設備が庁舎との結びつきが強い等の理由に基づき、本区分は行方市公共施設等総合管理計画における庁舎等の項目に紐づけて引き続き維持管理等を行っていく。

4 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

①交通施設の整備

本市は、東京都心から約 70 キロメートル圏内に位置し、常磐自動車道の千代田石岡IC、土浦北IC、東関東自動車道水戸線の潮来 IC、鉾田IC、茨城空港北ICに近接している。また、東関東自動車道水戸線（潮来 IC～鉾田 IC 間）の開通後は、市内に2つのICが予定されており、広域的な道路交通の利便性も備えている。一方、市内の主要な集落や拠点を結ぶ幹線道路、市民生活を支える生活道路なども、人流の変化に合わせ整備が必要である。

主要幹線道路では、国道 354 号、355 号の 2 路線と主要地方道水戸鉾田佐原線、水戸神栖線、小川鉾田線及び一般県道が幹線道路網を形成している。今後、東関東自動車道の整備に伴い、新しい交通結節点が整備されるほか、茨城空港及び成田空港などの市内外における交通条件が大きく変化する状況を迎える。

市道では道路改良や未舗装区間の解消など、整備及び維持管理に努めているが、生活道路の中には、4m未満の狭い道路が多く存在し、また老朽化による道路補修等が必要不可欠となっている。

特に、過疎指定を受けた麻生地区は、狭い道路が多いため、市街地整備をする上での課題となっている。

②交通手段の確保

市内には鉄道駅がないことから、本市へのアクセスには、路線バスや自家用車、タクシーなどを利用する状況となっている。小中学生はスクールバスが運行されているが、朝夕の通学時間帯のみ 1 日 3 便の運行であり、日中時間帯は稼働していない。また、民間路線バスとデマンド型乗合タクシー、平成 28 年度からは鹿行北浦ラインが整備されているが、民間路線バスによるサービスは一部の地域に限定されており、また乗合タクシーのサービスは平日日中に限定されているため、市内と市外の公共交通による連絡は非常に不便な状況である。

(2) その対策

高齢化の進む本市にあっては、今後公共交通の需要がさらに大きくなることが予想されることから、周辺地域と連携するなど、総合的な公共交通施策を行い、公共施設、買い物施設、通勤通学への利便性を向上する必要がある。

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、 交通手段の確保	(1)市町村道 道路 橋りょう その他	狭あい道路整備等促進事業 (麻)2379号線 (麻)1485号線 (麻)1490号線 (麻)912号線 (麻)914号線 (麻)917号線 (麻)919号線 生活道路整備事業 (麻)271号線 (麻)326号線 (麻)350号線 (麻)272号線 (麻)273号線 (麻)139号線 (麻)1-15号線 (麻)1-9号線 (麻)1435号線 (麻)2-8号線 (麻)2792号線 (麻)2791号線 通学路整備事業 (麻)2-11号線 (麻)1074号線 (麻)2905号線 (麻)1148号線 (麻)1146号線 幹線道路整備事業 (麻)1-17号線 道路維持補修事業 道路管理事業 生活道路整備事業	行方市	

		自転車道整備事業		
	(2)農道	農道整備事業	行方市	
	(9)過疎地域持続的発展特別事業 公共交通 交通施設維持	新公共交通システム事業	行方市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合性

交通施設に関する管理運営については、「行方市公共施設等総合管理計画」に基づき、高度経済成長期に整備し老朽化が進む本市内の施設について適切な維持管理を行っていく。これまでは対症療法的な補修等により維持管理を進めてきたところであるが、今後は予防保全の観点を取り入れ計画的に改修等を行う必要がある。

5 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

①水道施設

本市では、現在、取水施設や浄水施設などの供給するための設備の老朽化が深刻になっており、水質の管理対策が必要となっている。また、災害時に供給するための排水池の量の確保など、課題がある。そのため、平成 29 年度から市水道ビジョンの計画を策定し、「安全」、「強靱」、「持続」を目標に、長期的視点で需要者ニーズや効率的な事業経営の機能向上と、より安定性のある災害に強い水道施設を構築する事業を進めている。

なお、本市における水道の普及率は、令和元年度現在で 93.9%となっている。

②廃棄物処理施設

本市では、廃棄物の発生抑制と資源化の推進を目的に、平成 19 年より「一般廃棄物処理基本計画」を策定して推進してきた。その結果、生活系ごみの排出量の減少、リサイクル率の増加を実現した。しかし、本市のごみ処理をとりまく状況の変化に対応するため、計画の継続と見直しを行い、令和 2 年度に再度基本計画を策定した。

③汚水処理施設

「一般廃棄物処理基本計画」の 4 章では生活排水処理基本計画が策定されている。本市は、東を北浦、西を霞ヶ浦の水辺に面しており、豊かな水辺環境に恵まれているものの、市内及び周辺の湖沼・河川は、家庭からの生活雑排水（特に台所からの排水）などの原因により水質汚濁が進んだ状態となっていた。そのため、公共下水道の整備や浄化槽設置整備事業の推進など生活排水の適正処理を進め、河川・湖沼などに流出する負荷を削減することにより、水質の改善に努める必要があり、平成 19 年より計画を実行したことにより、現在はある程度改善された。しかしながら、今後も生活排水の適正処理を推進し、水質を保つことが求められる。

④消防防災体制及び施設

本市では「地域防災計画」に則り、東日本大震災時の避難者 1,300 名分の備蓄品、備蓄倉庫を整備し保管を完了しているほか、地域防災訓練を通じて地域の防災意識高揚に努め、また、この訓練などに消防団も積極的に参加を促し、地域が一体となった災害に強い地域づくりの普及を実施している。しかし、人口減少、高齢化によって消防団員数の維持、確保が課題となっている。

(2) その対策

本市では、インフラ整備、特に防災・減災にかかる施策に重点をおいていることもあり、将

来にわたって安定的な生活環境に関する行政サービスを提供するための水道設備や下水道処理施設の維持管理及び廃棄物処理に関する施策について引き続き実施をしていく。また、高齢化の進む消防団員数の確保についても継続的に実施をする方針である。

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環 境の整備	(1)水道施設 上水道	施設整備・受託工事事業 管路更新事業	行方市	
	(2)下水処理施設 公共下水道 農村集落排水施設	下水道管渠整備事業 戸別浄化槽整備事業	行方市	
	(3)廃棄物処理施設 ごみ処理施設 し尿処理施設 その他	廃棄物処理施設更新事業 廃棄物処理施設改修事業 し尿処理更新事業 し尿処理改修事業 し尿処理事業 有機肥料供給センター管理 費 塵芥処理事業 リサイクルプラザ事業 清掃及び廃棄物処理事業	行方市	
	(6)公営住宅	市営住宅管理事業	行方市	
	(7)過疎地域持続的発展特 別事業 生活 環境 危険施設撤去 防災・防犯 その他 基金積立	廃棄物処理施設管理事業 し尿処理施設管理事業 下水道管渠整備事業 上水道計画作成事業 下水道計画策定事業 環境衛生事業 環境対策事業 消防団設置事業 消防団運営事業 交通安全対策事業 防犯対策事業 消防施設管理整備事業	行方市	

		防災減災対策事業 防災行政無線維持管理事業		
--	--	--------------------------	--	--

(4) 公共施設等総合管理計画との整合性

生活環境関連施設については、「行方市公共施設等総合管理計画」に基づき維持管理を進めていく。老朽化が進んでいる施設も散見されており、環境美化センターについては一般的な焼却炉の耐用年数が15年とされるところ21年が経過していることから、今後各所の改修による管理運営コストの増加が見込まれている。改修・補修が必要な他の施設についても本市の財政状況を踏まえ計画的な運用を行っていく。

6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

① 子育て環境の確保

本市では、「行方市子ども・子育て支援事業計画」(第2期:令和2年~6年度)を策定し、市内での子育ての環境や支援への満足度を上げる施策を実行してきた。その結果満足度は上がったものの、少子化に歯止めはかかっていない。現在、本市では、婚姻数が減少傾向であり、出生数も令和元年 158 人と、年によって増減はあるものの概ね減少している。これらは、女性の就業率が平成22年と比べ平成27年は上昇している影響があると考えられる。また、出生数の減少を受けて、保育園・認定こども園では、入所待機児童はいない状況となっており、幼稚園では定員を割りこんでいる。

② 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

本市は、令和3年の高齢化率は36.7%となっており、茨城県の高齢化率30.2%を上回っている。高齢化に伴い、要支援・要介護数も増加していることから、そのニーズを踏まえ、総合事業や居宅サービス・施設サービスなど適切なサービスを提供することが求められている。そのため、本市では令和3年3月に「第8期行方市高齢者福祉計画・介護保険事業計画(令和3年~5年度)」を策定し、「元気・安心・なめがた」を将来像として、高齢者が住み慣れた自宅や地域で安心して暮らし続けるための総合的なまちづくりを目指して、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を推進している。

(2) その対策

① 子育て環境の確保

本市では、自然減の傾向が顕著であり近年の合計特殊出生率は1.30程度と全国の平均を下回っている。本市ではこれを受け、再度「行方市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、“未来をひらく子どもが健やかに生まれ育つためのまちづくり”を基本理念とし、子育てに関する経済的負担の軽減、就労と子育てを両立できる支援等の地域の実情に合った子育て支援を推進している。今後は、更なる支援の拡大を目指し施策を進めていくこととしている。

② 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

本市では地域福祉計画等に則り、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供できる体制づくりを引き続き行う必要がある。

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環 境の確保、 高齢者等の 保健及 び福祉の向 上及び増進	(5) 障害者福祉施設 障害者支援施設 地域活動支援センター	障害者地域活動支援センタ ー運営事業	行方市	
	(6) 母子福祉施設	母子保健事業	行方市	
	(7) 市町村保健センター 及び母子健康包括支援セ ンター	子育て世代包括支援センタ ー事業 子育て支援事業	行方市	
	(8) 過疎地域持続的発展 特別事業 児童福祉 高齢者・障害者福祉 健康づくり その他	高齢者買物支援事業 緊急通報システム事業 高齢者生活支援事業 健診事業 特定健診未受診者対策事 業 障害者スポーツ振興事業 療育支援事業 保健センター管理費	行方市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合性

子育て支援、障害者福祉支援、高齢者等の保健福祉に関する各施設については、いずれも老朽化が進んでいる。「行方市公共施設等総合管理計画」に基づき、今後は統廃合等の検討を行いながらも維持補修・管理運営を進めていく。

7 医療の確保

(1) 現況と問題点

市内の医療機関には、公的医療機関である「土浦協同病院 なめがた地域医療センター」をはじめとする12の医院・クリニックがあり、地域医療の受け皿として機能している。

一方で、なめがた地域医療センターに関しては、経営状況の悪化を理由に令和3年4月より全ての入院病床が休床となっており、入院を伴う患者については近隣自治体への受け入れを要請している状態である。

(2) その対策

今後は、訪問看護や訪問リハビリテーションといった在宅医療や近隣地域と連携した医療体制を構築し、市民が安心して暮らせる環境を整えていく必要がある。

また、新型コロナウイルス感染症をはじめとした新たな感染症予防策としては、更なる危機感や感染防止意識を高めつつ、感染リスクを回避する行動の実践に取り組んでいく必要がある。

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	(1) 診療施設 病院	地域医療対策事業	行方市	
	(3) 過疎地域持続的発展特別事業 自治体病院 民間病院	新型コロナウイルス感染症対策事業 地域医療対策事業 医療費適正化対策事業	行方市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合性

医療及び診療施設については、行方市内の診療所の状況及び鹿行地域における医療体制の構築と連動しつつ、財政状況を鑑みながら施策の実施・整備を行う。

また、新型コロナウイルス感染症対策については「新型コロナウイルス感染症対策事業」を実施し、アフターコロナに対応できるような施策を講じる。

8 教育の振興

(1) 現況と問題点

本市では、人口減少と学校の適正配置計画により、平成 26 年度までに 13 園の幼稚園を3園、平成 28 年までに 18 校の小学校を4校、4校の中学校を3校へと統廃合をおこなった。それにより、遠距離通学となった児童生徒は、スクールバスによる通学を行っている。統廃合によって多くの学校は新築されたが、対象地域の小学校は、改築による施設となっている。現在も少子化は進み、平成 29 年度から令和2年度における小学生は約 100 人減となっている。

本市の教育大綱の基本目標である「新たな価値を創造し、郷土と社会の未来を切り拓く人間の育成」のもと、自然、歴史、文化を大切にすると共に、ICTや地域人材などを有効に活用した未来社会に対応できる資質・能力の育成に力を入れている。

また、社会教育、生涯学習においては、自然を大切にし、歴史と文化を尊重し育むと共に、市民が社会の変化に対応しながら豊かな生活を送れるよう、自立的に学びを重ねられる環境整備に力を入れているところであり、近隣3市町との公の施設の広域利用に関する協定書を締結している。図書館をはじめ施設は老朽化が進んでいる。

(2) その対策

- ①幼稚園においては、地域の実態と要望を取り入れた今後の指針を策定し、入園希望者により統廃合と3年保育を検討する。
- ②新学校教育プラン策定とその実現、多文化共生社会の実現に向けた学習や地域活動（郷土と社会を切り拓く課題解決型学習プログラムや国際教育等）の推進、ICTの教育環境の継続的な整備、校務のデジタル化、非常勤講師、支援員の増員などによる本市の特色ある教育を推進したいと考えている。
- ③社会教育や生涯学習においては、行方市公共施設再編展開プログラムに即した社会教育施設の再編を進めると共に、地域コミュニティの場、地域活動の拠点として施設の充実と長寿命化対策を進める。
- ④生涯学習推進計画、スポーツ推進計画のもと、市民が、自立的な学びを通してICT活用能力等、必要な知識・技術等と健康な体を身に付けると共に、学習を通して市民意識を高め、その成果を社会参画や持続可能な社会への貢献の活動につなげていけるように質の高い学習機会の提供を進める。

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振 興	(1)学校教育関連施設 校舎 給食施設 その他	学校施設管理費 給食センター設備管理及び 運営事業	行方市	
	(2)幼稚園	幼稚園施設管理費	行方市	
	(3)集会施設、体育施設等 公民館 体育施設 図書館	体育施設管理事業 公民館管理及び運営事業 図書館管理及び運営事業	行方市	
	(4)過疎地域持続的発展特 別事業 幼児教育 義務教育 生涯学習・スポーツ	学校教育推進事業 幼小連携小中一貫教育推 進 学校教育プラン策定事業 ICT 教育推進事業 実践的英語能力育成事業 学習環境改善事業 非常勤講師配置事業 教育相談事業 魅力ある教育推進事業 教育振興事業 特別支援教育支援事業 スクールバス運営事業 二十歳のつどい事業 スポーツ推進委員費 海洋スポーツ振興事業 団体補助事業 社会体育振興事業 生涯学習事業	行方市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合性

地域の教育施設については、「行方市公共施設等総合管理計画」に基づいて計画的な施設整備及び維持管理を行っていく。

9 集落の整備

(1) 現況と問題点

行方市では、地域内での連携やコミュニケーションの場として、行政区が中心となって活動を行っている。しかしながら、近年、住民のライフスタイルや意識の多様化など、地域社会を取り巻く環境が大きく変化したことにより、会員が減少するなど、コミュニティのあり方に変化が生じている。

また、集落は市街地と地理的な距離が伴うことにより、防災面で脆弱になる傾向がある。近年増加傾向にある豪雨災害等をはじめ、災害時の対応を想定した防災については特に対策が必要である。

あわせて行方市内の土地の利活用についても検討の必要がある。本市は市全体の面積における水田、畑の割合が高く、総土地面積 22,248ha に対し耕地面積合計は 6,470ha となり29%に及ぶ。市内の旧3町の中でも麻生地域は居住・事業に活用可能な土地が少なく、また狭い道路が多い傾向にあることから、水田、畑を転用し住居や事業用途に利用できる土地面積を増やしていく対策が求められる。

(2) その対策

本市では今後、高齢化が進むことで、地域コミュニティ活動は更に衰退することが懸念されている。市内のコミュニティ活動を活性化するために、地域における連帯感の醸成や誰もが気軽に地域活動に参加しやすいイベントの充実が必要である。

また、災害の対策については、避難所として利用可能な施設の設置を行い普段はコミュニティの場として提供することで、地域の拠点としての二次的効果が想定される。

あわせて市内の土地の利活用に関し長期的な計画等の策定に着手し、将来的な本市の土地活用について検討を進める必要がある。

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備	(1) 過疎地域集落再編整備	市街地整備事業		
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 集落整備	地域コミュニティ再構築事業 防災拠点設置事業 市街地整備事業	行方市	

		農地等転用計画策定事業 区運営事業		
--	--	----------------------	--	--

(4) 公共施設等総合管理計画との整合性

コミュニティ施設については、「行方市公共施設等総合管理計画」に基づいて、既存施設も活用しながら施設の新たな設置、また機能の付加及び拠点の集約等の検討を進めていく。

10 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

行方市及び霞ヶ浦周辺地域では、古くから帆引き網漁が盛んであり、2018年には国の記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財(国選択)に「霞ヶ浦の帆引網漁の技術」が選択されたことで、その文化的重要度は益々高まっている。

また、地域内での祭りやイベントも盛んに行われており、地域住民の交流の一助を担っている。

一方で、近年は高齢化や担い手不足による地域文化の喪失が危惧されている。

(2) その対策

現在ある地域文化の保存・継承を目指し、観光や教育施策とも連携しながら、指導者や後継者の育成など保存団体・イベントの実施団体等への支援が必要である。また、新たな地域の拠点として人々が集まり賑わいをつくる場所の設置が求められている。

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
10 地域文化の振興等	(1)地域文化振興施設等 地域文化振興施設	歴史文化保存整備事業 文化会館管理事業	行方市	
	(2)過疎地域持続的発展特別事業 地域文化振興	文化振興イベント実施事業 文化財保護費 霞ヶ浦帆引網漁調査事業 生涯学習事業 青少年育成事業	行方市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合性

地域の歴史・文化の振興施設については、「行方市公共施設等総合管理計画」に基づき、関係機関との協議や長寿命化を目指し整備を行っていく。また、管理運営形態についてはPFI等の手法も含め民間事業者との連携を見据えて計画を策定する。

11 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

東日本大震災以降、将来にわたり持続可能な資源として活用できる再生可能エネルギーの利活用が求められている。また、SDGs の理念に基づき、脱炭素社会の構築も早急に対応しなければならない課題となっている。

(2) その対策

市内に存在する再生可能エネルギーを有効に活用するため、エネルギーマネジメントの観点を取り入れ、太陽光、風力、バイオマスなど、それぞれの長所を生かした組み合わせにより、高効率なシステムの構築・展開を図り、次代に求められる生活環境と企業誘致の土壌を作る必要がある。また、地域の拠点施設に再生可能エネルギーの発電施設や蓄電機能を備えることで、防災機能としての役割を果たすことができる。

(3) 計画

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
11 再生可能エネルギーの利用の推進	(1) 再生可能エネルギー利用施設	再生可能エネルギー導入事業	行方市	
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 再生可能エネルギー利用	再生可能エネルギー普及促進事業 地域活性化施設防災拠点化事業	行方市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合性

再生可能エネルギーの施設整備については、発電効率や電力量等を鑑み、効果的な設置計画を検討するとともに、地域の拠点施設への設置による防災拠点としての利用も検討していく。

12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

持続的なまちづくりのために、地域住民と行政の間で合意を取り、同一の目標に向かって団結することは必要不可欠である。現在、本市では平成28年に策定された「行方市総合戦略」の中間年にあたる令和2年を目安に、総合戦略の更新作業を行っている。更新に際し、無作為に抽出・応募いただいた行方市民による「2020なめがた市民100人委員会」を設置し、市内の様々な諸課題に対して、市民の視点から行政と意見交換する場を設けている。

(2) その対策

本市では令和3年度において行方市総合戦略の改定を進めている。今後は、更なる地域住民の自治への参加を促すと共に、このような取組を広報していくことで、アウトプロモーション・インナープロモーション双方を充実させ、シビックプライドの醸成を目指す必要がある。

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
12 その他 地域の持続 的発展に関 し必要な事 項		総合戦略推進事業 庁舎建設整備事業	行方市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合性

「行方市公共施設等総合管理計画」に基づき設置・整備が予定されている各施設の今後の方針については、必要に応じて委員会を開催するなど多面的な意見を取り入れながら、市民の意見がより反映された施設づくりを目指していく。

事業計画（令和3年度～令和7年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4)過疎地域持続的発展特別事業 移住・定住 地域間交流 人材育成 その他	空き家空地利活用事業 定住促進事業 空き家活用テレワーク等設備補助金 定住応援助成金 わくわく茨城生活実現事業 情報発信強化事業 広報広聴事業 結婚対策支援事業 ふるさと応援寄附金募集事業 地域おこし協力隊事業 情報交流センター管理事業	行方市	移住・定住施策を実施することで、将来にわたって市の発展に寄与する。
2 産業の振興	(10)過疎地域持続的発展特別事業 第1次産業 商工業・6次産業化 情報通信産業 観光 企業誘致 その他	第1次産業担い手、人材育成事業 水産資源販路開拓事業 観光誘客促進関係事業 観光ガイド育成等 物流網強化事業 農業振興対策事業 農作物病虫害防除事業 6次産業推進事業 農産物販売促進事業 商工振興事業 観光振興事業 起業支援事業	行方市	産業の活性化・規模拡大により将来にわたって市の発展に寄与する。
3 地域における情報化	(2)過疎地域持続的発展特別事業 情報化 デジタル技術活用 その他	自治体 DX 推進事業 庁内ネットワーク機器関連委託料 サーバパソコン等使用料 ライセンス使用料 産業立地推進事業	行方市	Society5.0に実現に向けた未来技術の活用により、その恩恵を地域に享受する。

4 交通施設の整備、交通手段の確保	(9)過疎地域持続的発展特別事業 公共交通 交通施設維持	新公共交通システム事業	行方市	将来にわたって基幹インフラを安定的に確保する。
5 生活環境の整備	(7)過疎地域持続的発展特別事業 生活環境 危険施設撤去 防災・防犯 その他 基金積立	廃棄物処理施設管理事業 し尿処理施設管理事業 下水道管渠整備事業 上水道計画作成事業 下水道計画策定事業 環境衛生事業 環境対策事業 消防団設置事業 消防団運営事業 交通安全対策事業 防犯対策事業 消防施設管理整備事業 防災減災対策事業 防災行政無線維持管理事業	行方市	居住環境を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする。
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉 高齢者・障害者福祉 健康づくり その他	高齢者買物支援事業 緊急通報システム事業 高齢者生活支援事業 健診事業 特定健診未受診者対策事業 障害者スポーツ振興事業 療育支援事業 保健センター管理費	行方市	健康的な生活を確保し、将来にわたって福祉を推進する。
7 医療の確保	(3)過疎地域持続的発展特別事業 自治体病院 民間病院	新型コロナウイルス感染症対策事業 地域医療対策事業 医療費適正化対策事業	行方市	健康的な生活を確保し、将来にわたって福祉を推進する。
8 教育の振興	(4)過疎地域持続的発展特別事業 幼児教育 義務教育	学校教育推進事業 幼小連携小中一貫教育推進 学校教育プラン策定事業	行方市	公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機

	生涯学習・スポーツ	ICT 教育推進事業 実践的英語能力育成事業 学習環境改善事業 非常勤講師配置事業 教育相談事業 魅力ある教育推進事業 教育振興事業 特別支援教育支援事業 スクールバス運営事業 二十歳のつどい事業 スポーツ推進委員費 海洋スポーツ振興事業 団体補助事業 社会体育振興事業 生涯学習事業		会を促進する。
9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 集落整備	地域コミュニティ再構築事業 防災拠点設置事業 市街地整備事業 農地等転用計画策定事業 区運営事業	行方市	地域コミュニティの再構築を図り、住みやすいまちを将来に継承する。
10 地域文化の振興等	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 地域文化振興	文化振興イベント実施事業 文化財保護費 霞ヶ浦帆引網漁調査事業 生涯学習事業 青少年育成事業	行方市	郷土の歴史・文化を将来に継承する。
11 再生可能エネルギーの利用の推進	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 再生可能エネルギー利用	再生可能エネルギー普及促進事業 地域活性化施設防災拠点化事業	行方市	持続可能な消費と生産のパターンを確保する。
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項		総合戦略推進事業 庁舎建設整備事業	行方市	持続可能なまちづくりを推進する。